

2021年度入学試験問題 出題趣旨(刑法)

第1問

本問は、主として不作為犯の成立要件と因果関係の判断についての理解を問うものである。これらの重要問題について、説得力のある規範を定立し、問題文の事情を活用して的確な当てはめを行う能力が問われている。

前提として、放火罪のうちどの構成要件に該当するかが問題となる。妻が実家に戻っている事情を踏まえて、客体が現住建造物であるか否かについて判断する必要がある。

次に、不作為犯についていかなる要件の下で作為義務が認められるのかを明示したうえで、本件で作為義務が認められるとすれば、その根拠は何なのかを問題文に現れた事情を指摘しながら論じる必要がある。

そして、家屋は全焼しているところ、行為者自身の消火行為が、意図に反して火勢を拡大させてしまったという介在事情があるため、法的因果関係が認められるかが問題になる。法的因果関係についても、いかなる観点から判断するのを明示したうえで、本件で当該基準を満たしているかを論じる必要がある。

最後に、放火行為と家屋の全焼との間に因果関係を認めるかどうかにかかわらず、消火を試みた行為は失火罪に該当し得るところ、先行する放火罪との罪数関係を明示する必要がある。なお因果関係を否定した場合、消火を試みた行為が中止行為として把握され、中止未遂が成立する可能性もなくはないものの、客観的に結果防止にとって不適切と評価される行為をした場合に中止未遂の成立を認めることは難しいと思われる。

第2問

財産犯の各類型についての正確な理解を問う問題である。類似する犯罪類型がいかなる基準で区別されるのかを意識しながら学習を進めているかが問われている。

まず前提として、偽造紙幣という法禁物も財物であることを論じる必要がある。そのうえで、被害者宅の玄関先で被害品を渡され、逃走した場合が、窃盗罪と詐欺罪のいずれに該当するのかを検討する必要がある。この問題は、詐欺罪における処分行為(交付行為)が存在するかどうかで決まるが、その点を正確に理解しているかが問われている。なお、偽造通貨取得罪の成否も問題になるが、問題文から「行使の目的」を認定するのは難しいと思われる。

次いで、被害品に装着されていたGPS端末の位置情報を頼りに追跡してきた被害者を暴行した行為について、1項強盗、2項強盗、事後強盗のいずれが成立するかを検討する必要がある。1項強盗が成立するためには、未だ被害者の占有が行為者に移転しきっていないことが必要になる。事後強盗が成立するためには、窃盗の機会であるといえなければならない。いずれも否定されると、2項強盗が問題になるであろう。2項強盗の場合は、何が被害者の財産上の利益に当たるのか、それが行為者に移転したといえるかの検討が必要になる。そして、いずれの強盗が問題になるにしろ、暴行が被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものといえるかの検討が必要である。さらに、被害者が傷害を負っているために、強盗傷害罪が成立するかが問題となり、傷害結果の原因行為がいかなるものであれば、同罪が成立するかを検討する必要がある。

最後に、先行する窃盗または詐欺罪と各種強盗罪との罪数関係を明らかにしなければならない。